

1. 従業員側ハ之ヲ諒トシ九日再會見ヲ約シ正午頃退出セリ  
2. 事業不振ハ單ニ勞働賃銀ノ未払ノミナラス電力料ノ不払トナリ  
遂ニ本月七日東京電燈株式會社ヨリ送電中止サレ作業不能ニ陥  
リタリ

3. 従業員側ハ本月九日午前土時頃事業主宅ヲ訪問シタルニ全策ハ  
タメ早朝外出セリト稱シ不在ノタメ會見不能ニ終リタリ  
翌十日モ全策ニ外出セリト稱シ不在ナリシタメ従業員側ハ事業主  
ノ態度ニ憤慨シ今日ヨリ取工十五名ハ工場事務所ニ籠城シ

4. 事業主ノ所在搜索中  
事業主ノ所在判明セサルモ本月十二日事務員取工宛宛託ノ郵便  
判着セリ

イ 事務員宛ノモノ  
（蒲田区新島郵便局ヨリ書留郵便）

拝読程度は、いさゝか涙心配を感ずけました。  
就ては本日給料支払の件に就き、後々調査の結果  
金額大々手許に不足をため、大至急段階に彼等へ  
上右不足分のおさふしを仕り、同時に支払を取急ぎ  
致す格に考へて居ります。  
高此の向と全従業員宛として差出しておさふした  
らば、何卒皆様は紛解の上、依頼に致します。又工  
場の方に是非立寄り此の點を委細御話し致した  
いと存じます。汽車の時間の都合に依り直に出発  
し兼ねたが、此の諒解下さい。 草々

昭和十年三月十日

中野照吉

上野藤八殿 田中幸平殿 松下藤次郎殿

只取工宛ノモノ